

# 令和5年度 八丈町立三原中学校いじめ防止基本方針

東京都八丈島八丈町立三原中学校

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の生徒にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「八丈町いじめ防止基本方針」（平成26年3月18日）、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」（令和3年2月 東京都教育委員会）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ効果的に推進するために「八丈町立三原中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 第1 いじめ防止のための基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、法第1条において以下のように示されている。

『「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。』

また、「いじめ総合対策【第2次】」には、『行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当する』とある。

### 2 東京都八丈島八丈町立三原中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を八丈町教育委員会と連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校において生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めることを目的として基本方針を定める。

### 3 いじめ防止に向けた基本理念及び学校方針

全ての生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。生徒が健やかに成長していくことは、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

生徒は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、一度生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。生徒にとって、いじめはその健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを未然に防止するための学校方針を次の通り示す。

- (1) 学校の全教育活動を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となって、いじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じて、日常の授業から、話し合いなどを通して多様性等を認め合う態度を育成し、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップの下、家庭・地域と連携しながら組織全体

で一丸となって取り組む。

- (5) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて生徒一人一人の状況の把握に努める。

## 第2 いじめ防止のために実施する施策

### 1 「八丈町立三原中学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定及び「八丈町いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめ防止の取組についての基本的な方向、内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

### 2 いじめ防止の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長、副校長、各分掌・学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切かつ早期に行うため、PTA、教育委員会、学校評議員、地域社会、関係諸機関と連携して実効的な取組を行う。

### 3 具体的な取組

#### (1) いじめ防止・早期発見に関すること

##### ア 心の教育の充実

- ・ いじめに関する授業を年3回以上実施する。また、「生命尊重」に関する授業を道徳教育年間指導計画に位置付け、学年の発達段階に応じて指導内容の工夫を図りながら実施する。
- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育成するために、全ての教育活動を通して心の教育や体験活動の充実を図る。

##### イ 生徒会の活性化

- ・ いじめ防止の決意表明や標語づくり、人権作文への応募等、生徒会が主体的に関われるようないじめ防止に関する取組を指導、支援する。

##### ウ 学習環境の整備

- ・ 授業規律や生活のきまりの徹底、教室環境の整備を行い、規範意識の高揚を図る。

##### エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

- ・ 管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を年3回実施する。「いじめ」に対する教職員の鋭敏な感覚を養い、『行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当する』という認識を徹底し、「軽微ないじめも見逃さない」体制を築く。

##### オ スクールカウンセラーの活用と生徒の観察

- ・ スクールカウンセラーによる生徒の全員面接、授業や休み時間等に行う生徒の見守りなどにより生徒を観察し、人間関係や特性等の把握に努め、いじめの未然防止・早期発見・実態把握に役立つ。また、いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒のケアができるようにする。

##### カ 生徒の自己有用感や自己肯定感の高揚

- ・ 全ての生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め賞賛することで、生徒一人一人に自信をもたせる。また、生徒指導を行う場合は、指導のねらいを明確にもち、生徒の成長に資する指導となるようにする。

キ 保護者への啓発

- ・ 保護者会を通じて、学校のいじめ防止、いじめ防止対策の方針を周知し、協力を要請する。

ク いじめ相談窓口の拡大

- ・ 八丈町教育相談室の紹介や、学校便りに様々ないじめ相談窓口を掲載するとともに、学校の相談窓口は全ての教職員であることを周知する。

ケ 面談やアンケートによる定期的ないじめ調査

- ・ 全生徒を対象として、いじめアンケートを年3回（5月、11月、2月）実施する。
- ・ いじめアンケートの結果にかかわらず、生徒が指名する教員との個別面談を年3回（6月、11月、2月）実施し、アンケートだけではつかみきれない生徒の実態や変容の把握に努める。
- ・ 教育相談における三者面談や二者面談で、担任が生徒、保護者から個別にいじめに関する聴き取りを行うとともに相談に応じる。

コ いじめ防止対策委員会を定期的に実施

- ・ いじめの有無にかかわらず、年3回実施する個別面談と同時期（7月、12月、2月）にいじめ防止対策委員会を実施し、面談でつかんだ情報を共有する。また、いじめに発展する可能性の有無を複数の教員で判断し適宜対応する。

時 期	協議内容
7月	アンケートおよび個別面談の情報共有と課題の検討
12月	アンケートおよび個別面談の情報共有と課題の検討
2月	アンケートおよび個別面談の情報共有と課題の検討、次年度の計画検討

サ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネットを通じて発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえ、いじめ防止及び効果的な対処法について理解する情報モラルに関する授業を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめを受けた生徒を最優先

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解決に向けて協力を要請する。また、調査結果については、教育委員会に報告する。

ウ 関係機関との連携

子ども家庭支援センター、八丈町教育相談室、八丈島警察署等の関係機関と連携して対応にあたる。特にいじめを行った生徒について、再発防止に向けて適切、かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

エ ネット上のいじめの対応

ネット上に不適切な書き込み等のいじめがあった場合は事実を把握し、被害の拡大を避け

るため、直ちにプロバイダーに対して削除を求める等必要な措置を講じる。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の発生と調査

##### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

一における「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じると想定されるケース」とは、次のことである。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

二における「相当な期間」とは、文部科学省による不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とするが、日数だけでなく、生徒一人一人の実態や状況等を十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で重大事態として捉える必要がある。

##### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

##### (3) 調査結果の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し調査を実施する。

##### (4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

第4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
4 月 5 日	研修会(職員会議) ・いじめ防止基本方針を 教職員で周知 ・1 学期の取組について	9 月 1 日	始業式 ・いじめ問題に関する講話 研修会(職員会議) ・安全指導者講習会を 経て伝達講習 ・2 学期の取組について	1 月 9 日	始業式 ・いじめ問題に関する講話 研修会(職員会議) ・3 学期の取組について
4 月 6 日	始業式 ・いじめ防止基本方針を 在校生で周知			1 月 24 日	心の教育[全校授業]③ ・いじめに関するテーマ
4 月 7 日	入学式 ・いじめ防止基本方針を 新入生で周知				いじめアンケート 調査実施③
4 月 17 日 ～21 日	地域訪問週間				
4 月 18 日	保護者会 ・いじめ防止基本方針を 保護者で周知				
5 月 12 日	学校評議員会① ・いじめ防止基本方針を 地域で周知 ・生徒の実態について	10 月 24 日	いじめアンケート 調査実施②	2 月 1 日	学校評議員会③ ・学校の様子、生徒の実 態について
5 月 22 日 ～26 日	いじめアンケート 調査実施①	10 月 28 日	学校評議員会② ・学校の様子、生徒の実態 について	2 月 5 日～	いじめアンケート 調査実施③
				2 月 13 日～	全校生徒面談③ ・いじめアンケートを基に 生徒の実態を把握
				2 月 13 日	いじめ防止対策 委員会③ ・いじめアンケート及び全 校生徒面談を基に対策 の検討(情報の共有)
6 月 1 日～	全校生徒面談① ・いじめアンケートを基に 生徒の実態を把握	11 月 6 日～	全校生徒面談② ・いじめアンケートを基に 生徒の実態を把握	3 月 21 日	保護者会 ・1 年間の学校の取組 について評価・見解
6 月 13 日	いじめ防止対策 委員会① ・いじめアンケート及び全 校生徒面談を基に対策 の検討(情報の共有)	11 月 9 日	心の教育[全校授業]② ・いじめに関するテーマ		
		11 月 28 日	いじめ防止対策 委員会② ・いじめアンケート及び全 校生徒面談を基に対策 の検討(情報の共有)		
7 月 10 日 ～14 日	面談週間	12 月 5 日 ～12 日	三者面談		
7 月 12 日	心の教育[全校授業]① ・いじめに関するテーマ				

